

○ 供託事務取扱手続準則（昭和四十七年三月四日法務省民事甲第一〇五〇号法務省民事局長・法務大臣官房会計課長通達）

令和六年四月二十二日現在

目次

- 第一章 総則（第一条―第二十五条）
- 第二章 供託手続（第二十六条―第五十五条）
- 第三章 払渡手続（第五十六条―第七十条）
- 第四章 供託金利息及び利札（第七十一条―第七十四条）
- 第五章 電子情報処理組織による供託等（第七十四条の二）
- 第六章 雑則（第七十五条―第九十六条）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所における供託に関する事務の取扱いは、法令に定めるもののほか、この準則によるものとする。

（定義）

第二条 この準則において、「供託所」とは、供託法（明治三十二年法律第十五号。以下「法」という。）第一条の供託所をいい、「日本銀行」とは、供託所の供託金取扱店、供託有価証券取扱店又は供託振替国債取扱店たる日本銀行本店、支店又は代理店をいい、「職印」とは、何法務局（何地方法務局）何支局（又は出張所）供託官の印であることを示す供託官の印章をいう。

（供託番号）

第三条 供託番号は、供託金、供託有価証券又は供託振替国債の別に会計年度ごとに号数を更新して付するものとし、当該会計年度及び金、証又は国の記号を冠しなければならない。

（現金出納簿）

第四条 現金出納簿の記録については、次によるものとする。

- 一 供託規則（昭和三十四年法務省令第二号。以下「規則」という。）第十八条の規定により供託金が納入された場合においては、受入れの日付は、保管金領収証書を受領した日とし、その日が保管金領収証書の日付と異なるとき

は、その日付を摘要欄に記録すること。

一の二 規則第二十条の三第一項の納付情報により供託金が納付された場合において、受入れの日付は、領収済通知情報の日付とすること。

一の三 規則第二十条の四第一項の国庫内の移換の手續により供託金が払い込まれた場合においては、受入れの日付は、振替済通知書を受領した日とし、その日が振替済通知書の日付と異なるときは、その日付を摘要欄に記録すること。

一の四 供託振替国債の償還金又は利息（以下「償還金等」という。）を供託所の保管金に受け入れた場合においては、受入れの日付は、その旨の日本銀行からの通知（以下「償還金等受入済通知」という。）を受領した日とし、その日が償還金等受入済通知の日付と異なるときは、その日付を摘要欄に記録すること。

二 受入れのときの摘要欄の記録は、「供託金受入何年度金第何号外何件」若しくは「供託金受入何年度金第何号外何件（何月何日付）」又は「供託金電子納付により受入何年度金第何号外何件（何月何日付）」とし、払渡しの際の摘要欄の記録は、「供託金払渡のため小切手振出何年度金第何号外何件」、「供託金払渡のため振込何年度金第何号外何件」又は「供託金払渡のため国庫金振替何年度金第何号外何件」とすること。

二の二 供託振替国債に代わるもの又は従たるものとして保管することができない振替国債の償還金又は利息を受け入れたときの記録は、摘要欄に「保管金受入」とし、受の預金欄に当該金額を記録すること。

二の三 前号の保管金を組み戻したときの記録は、摘要欄に「保管金何某に組み戻し」とし、払の預金欄に当該金額を記録すること。

三 供託金を日本銀行へ払い込んだときの記録は、摘要欄に「供託金日本銀行へ払込何年度金第何号外何件」、「供託金日本銀行へ払込何年度金第何号外何件（何月何日付）」、「供託官電子納付による日本銀行への払込何年度金第何号外何件」又は「供託官電子納付による日本銀行への払込の領収済何年度金第何号外何件」とし、受の預金欄及び払の現金欄に当該金額を記録すること。

四 供託金の払渡しと供託金利息の払渡しとは、各別に記録すること。

五 支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第九条第一項第十一号の規定により供託金利子の補てんを受けたときの記録は、摘要欄に「利子資金受入何月何日付」とし、受の預金欄に当該金額を記録すること。

六 小切手振出日付後一年を経過したため歳入に納付したときの記録は、摘要欄に「小切手一年経過のため歳入納付何年度金第何号外何件」とし、受の預金欄及び払の預金欄に当該金額を記録すること。

七 隔地払の手続をした供託金について、日本銀行から電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号。以下「特例省令」という。）第二十四条の規定により読み替えられた日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）第四十二条の七第二項において準用する第三十九条第五項の規定による受入済通知書の送付を受けたときの記録は、摘要欄に「何年何月何日付送信のため支払指図書一年経過のため戻入」とし、受の預金欄に当該金額を記録すること。

八 前号の供託金を歳入に納付したときの記録は、摘要欄に「何年何月何日付送信のための支払指図書一年経過のため歳入納付」とし、払の預金欄に当該金額を記録すること。

九 供託金について保管替えをした供託所においては、国庫金振替をした日を払渡しの日付とし、摘要欄に「何供託所へ保管替えのため払渡」と記録し、保管替えを受けた供託所においては、振替済通知書を受領した日を受入れの日付とし、摘要欄に「何供託所から保管替えのため受入」と記録すること。この場合において、受領の日が振替済通知書の日付と異なるときは、その日付を摘要欄に記録すること。

十 供託金を時効により歳入に納付したときの記録は、摘要欄に「時効完成による歳入納付何年度金第何号外何件」とし、払の預金欄に当該金額を記録すること。

十一 誤払過渡をした供託金又は供託金利息の返納を受けたときの記録は、その摘要欄に「供託金誤払（過渡）のため返納何某から」又は「供託金利息誤払（過渡）のため返納何某から」とし、受の現金欄又は預金欄に当該金額を記録すること。

十二 毎月末月計及び累計を付し、会計年度末においては、残高を翌年度に繰り越し、合計を付して締め切ること。

2 公証人身元保証金及び筆界特定の手続に関する保管金については、その口座を設けて現金出納簿に記録するものとする。

第五条 現金出納簿の金額は、毎日集計し、次に掲げるものと照合しなければならない。

一 受の現金欄については、金銭供託元帳に記載されたその日の受入金額の集計

二 払の現金欄については、その日に受領した保管金領収証書及び領収済通知情報の記載金額の合計

三 受の預金欄については、その日に受領した保管金領収証書、領収済通知情

報、振替済通知書及び償還金等受入済通知その他日本銀行における供託官の預金の増加を証する書面の記載金額の合計

- 四 払の預金欄については、その日の前日（同日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「休日」という。）に該当する場合にあつては、同日の直前の休日でない日）に振り出した小切手の金額並びにその日に受領した隔地払又は預貯金振込みの手續をした供託金に係る支払済書の情報（特例省令第二十四条の規定による読替後の日本銀行国庫金取扱規程第四十二条の七第一項に規定する支払済書の情報をいう。以下同じ。）及び国庫金振替の手續をした供託金に係る振替済書の情報（特例省令第二十三条の規定による読替後の日本銀行国庫金取扱規程第三十八条に規定する振替済書の情報をいう。以下同じ。）その他日本銀行における供託官の預金の減少を証する書面の記載金額の合計
- 五 残の現金欄については、その日の現金の在高及び供託金の日本銀行への払込みを市中銀行に委託した場合における払込委託書の記載金額の合計

（供託有価証券受払日計簿）

第六条 供託有価証券受払日計簿の記載については、次によるものとする。

- 一 受入れの日付は、供託有価証券受託証書を受領した日とし、その日が供託有価証券受託証書の日付と異なるときは、その日付を摘要欄に記載すること。
- 二 払渡しの日付は、払渡しを認可した日とすること。
- 三 受入れのときの摘要欄の記載は、「何某から受入」又は「何年度証第何号受入」とし、払渡しの際の摘要欄の記載は、「何某へ払渡」又は「何年度証第何号払渡」と記載すること。ただし、数件を取りまとめて記載する場合には、「何某外何件受入」若しくは「何年度証第何号外何件受入」又は「何某外何件払渡」若しくは「何年度証第何号外何件払渡」とすることができる。
- 四 毎月末月計及び累計を付し、会計年度末においては、残高を翌年度に繰り越し、合計を付して締め切ること。

第七条 供託有価証券受払日計簿記載の受入高及び払渡高は、毎日集計し、次に掲げるものと照合しなければならない。

- 一 受入高については、その日受領した供託有価証券受託証書に記載された有価証券の枚数及び総額面の合計
- 二 払渡高については、その日払渡しを認可した供託有価証券払渡請求書に記載された有価証券の枚数及び総額面の合計

（供託振替国債受払日計簿）

第七条の二 供託振替国債受払日計簿の記載については、次によるものとする。

一 受入れの日付は、供託所の口座について供託振替国債の全部に係る増額の記載又は記録がされた旨の日本銀行からの通知を受領した日とし、その日が当該通知の日付と異なるときは、その日付を摘要欄に記載すること。

二 払渡しの日付は、供託所の口座について振替国債の減額の記載又は記録がされた旨の日本銀行からの通知を受領した日とし、その日が当該通知の日付と異なるときは、その日付を摘要欄に記載すること。

三 受入れのときの摘要欄の記載は、「何某から受入」又は「何年度国第何号受入」とし、払渡しの際の摘要欄の記載は、「何某へ払渡」又は「何年度国第何号払渡」と記載すること。ただし、数件を取りまとめて記載する場合には、「何某外何件受入」若しくは「何年度国第何号外何件受入」又は「何某外何件払渡」若しくは「何年度国第何号外何件払渡」とすることができる。

四 供託所の口座について、供託振替国債の一部又は供託振替国債以外の振替国債に係る増額又は減額の記載又は記録がされた旨の日本銀行からの通知を受領したときは、当日分を取りまとめて記載すること。この場合においては、年月日欄を受領した日付を、摘要欄に「未受入振替」と記載すること。

五 毎月末月計及び累計を付し、会計年度末においては、残高を翌年度に繰り越し、合計を付して締め切ること。

六 供託振替国債について保管替えをした場合においては、摘要欄に「何供託所へ保管替えのため払渡」と記載し、保管替えを受けた場合においては、摘要欄に「何供託所から保管替えのため受入」と記載すること。

第七条の三 供託振替国債受払日計簿記載の受入高及び払渡高は、毎日集計し、その日受領した前条第一号、第二号及び第四号の通知（以下「振替国債受払通知」という。）のそれぞれの金額の合計と照合しなければならない。

（元帳の記録）

第八条 金銭供託元帳、有価証券供託元帳又は振替国債供託元帳に記載すべき供託の種類は、「地代・家賃弁済」、「その他の弁済」、「裁判上の保証」、「営業上の保証」、「選挙」、「執行」、「その他」又は「破産配当」とする。

2 金銭供託元帳、有価証券供託元帳又は振替国債供託元帳には、毎日金銭供託の受理の件数及び金額の集計、有価証券供託の受理の件数、枚数及び券面額の集計又は振替国債供託の受理の件数及び金額の集計を、供託書による集計と照合し、その日計及び月計を記録するものとする。

（必要帳簿）

第九条 供託所には、規則に定めるもののほか、次の帳簿を備えなければならぬ。

- 一 供託関係帳簿保存簿
- 二 小切手用紙検査簿
- 三 保管金払込書原符つづり込帳
- 四 保管金領収証書つづり込帳
- 四の二 オンライン出納関係通知つづり込帳
- 五 供託有価証券受託証書つづり込帳
- 五の二 振替国債受払通知つづり込帳
- 六 金銭供託書添付書類等つづり込帳
- 七 有価証券供託書添付書類等つづり込帳
- 七の二 振替国債供託書添付書類等つづり込帳
- 八 供託金払渡請求書類つづり込帳
- 九 供託有価証券払渡請求書類つづり込帳
- 九の二 供託振替国債払渡請求書類つづり込帳
- 十 支払委託書類つづり込帳（第十五条ただし書の規定により支払委託書を譲渡通知書等つづり込帳に編てつした場合を除く。）
- 十一 削除
- 十二 削除
- 十三 供託金利息請求書類つづり込帳（第十七条ただし書の規定により供託金利息請求書及び添付書類を供託金払渡請求書類つづり込帳に編てつした場合を除く。）
- 十四 供託有価証券利札請求書類つづり込帳（第十七条ただし書の規定により供託有価証券利札請求書及び添付書類を供託有価証券払渡請求書類つづり込帳に編てつした場合を除く。）
- 十四の二 供託書正本・みなし供託書正本請求書類つづり込帳
- 十五 供託金利子補てん請求書つづり込帳
- 十六 供託金政府所得調書つづり込帳
- 十七 未払小切手調査表つづり込帳
- 十八 未払有価証券調査表つづり込帳
- 十九 供託金小切手原符つづり込帳
- 二十 国庫金振替関係書類つづり込帳
- 二十一 審査請求書類つづり込帳
- 二十二 供託金年度別現在高表つづり込帳（法務局、地方法務局又は民事局長の指定する供託所においては、供託金年度別受払日計簿）
- 二十三 諸表つづり込帳

二十四 雑書つづり込帳

- 2 供託に関する帳簿は、前項第一号の帳簿を除き、会計年度ごとに別冊としなければならぬ。ただし、その枚数が多くないときは、数年度分を合冊することができる。
- 3 前項ただし書の場合には、年度ごとに白紙を挿入し、これに当該年度を表示し、小口見出しを付さなければならぬ。
- 4 供託に関する帳簿には、丁数を付するものとする。ただし、進行番号の記載がある場合は、この限りでない。
- 5 規則第二条各号の帳簿（電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製されたものを除く。）並びに第一項第二号、第六号から第十八号まで及び第二十一号から第二十四号までの帳簿（供託金年度別受払日計簿を除く。）には、附録第一号の様式の表紙を、その他の帳簿には、適宜の様式の表紙を付さなければならない。

（供託関係帳簿保存簿）

第十条 供託関係帳簿保存簿は、附録第二号様式により調製し、供託に関する帳簿を調製するごとに登録するものとする。

（小切手用紙検査簿）

第十一条 小切手用紙検査簿は、附録第三号様式により調製し、記名式持参人払小切手及び国庫金振替書に区分して口座を設け、小切手振出等事務取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第二十号）第十三条（第十五条において準用する場合を含む。）に規定する事項を記載するものとする。

（保管金領収証書つづり込帳等）

第十二条 保管金領収証書、規則第二十条の四第一項の供託金の払込みに係る振替済通知書、規則第二十一条の二第一項及び第四項の書面並びに償還金等受入済通知は保管金領収証書つづり込帳に、供託有価証券受託証書は供託有価証券受託証書つづり込帳に、振替国債受払通知は振替国債受払通知つづり込帳に、その日付の順序に従い、編てつするものとする。

2 前項の帳簿には、毎月の首部に白紙を挿入し、これに、その月の保管金領収証書、同項の振替済通知書及び償還金等受入済通知の枚数並びに記載金額の合計、供託有価証券受託証書の枚数並びに記載有価証券の枚数及び券面額の合計又は振替国債受払通知の枚数及び記載振替国債の金額（受入分に限る。）の

合計を記載するものとする。

（オンライン出納関係通知つづり込帳）

第十二条の二 領収済通知情報の内容を用紙に出力したもの（以下「領収済通知書」という。）及び支払済書の情報又は振替済書の情報を用紙に出力したもの（以下「支払済通知書」という。）は、通知書の種類ごとに、オンライン出納関係通知つづり込帳に、その日付の順序に従い、編てつするものとする。

2 前項の帳簿には、毎月分の首部に白紙を挿入し、これに、領収済通知書に係る首部の白紙にあつてはその月の納付件数及び納付金額並びに規則第四十条第一項に規定する供託に係る納付件数及び納付金額の合計を、支払済通知書に係る首部の白紙にあつてはその月の規則第二十二條第二項第五号又は第六号に規定する方法による払渡件数及び金額並びにこれらの方法ごとの払渡件数及び金額の合計を記載するものとする。

（金銭供託書添付書類等つづり込帳等）

第十三条 供託書、代供託請求書又は附属供託請求書の添付書類は、見やすい箇所供託番号を付記して受理の順序に従い、金銭供託書添付書類等つづり込帳、有価証券供託書添付書類等つづり込帳又は振替国債供託書添付書類等つづり込帳に編てつするものとする。

（供託金払渡請求書類つづり込帳等）

第十四条 供託物払渡請求書及びその添付書類並びに払渡しの完了した供託に係る規則第五条及び次条に掲げる書面は、払渡認可の順序に従い、供託金払渡請求書類つづり込帳、供託有価証券払渡請求書類つづり込帳又は供託振替国債払渡請求書類つづり込帳に編てつするものとする。

（支払委託書類つづり込帳）

第十五条 規則第三十条第一項の支払委託書は、受理の順序に従い、支払委託書類つづり込帳に編てつするものとする。ただし、譲渡通知書等つづり込帳に編てつすることができる。

2 支払委託書類つづり込帳には、附録第三号の二様式の目録を付さなければならぬ。

第十六条 削除

（供託金利息請求書類つづり込帳等）

第十七条 供託金利息請求書又は供託有価証券利札請求書及びこれらの添付書類は、払渡認可の順序に従い、供託金利息請求書類つづり込帳又は供託有価証券利札請求書類つづり込帳に編てつするものとする。ただし、供託金払渡請求書類つづり込帳又は供託有価証券払渡請求書類つづり込帳に編てつすることができ

（任意帳簿）

第十八条 供託所には、次の帳簿その他適宜の帳簿を備えることができる。

- 一 供託金払渡請求受付帳
- 二 供託有価証券払渡請求受付帳
- 三 供託振替国債払渡請求受付帳
- 四 小切手調査簿
- 五 送付書類等受発送簿

（供託金払渡請求受付帳等）

第十九条 供託金払渡請求受付帳は附録第四号様式、供託有価証券払渡請求受付帳は附録第五号様式、供託振替国債払渡請求受付帳は附録第五号の二様式により調製し、供託物の払渡請求に関する事項を記載するものとする。ただし、供託金利息又は供託有価証券利札の払渡請求に関する事項をも記載することができる。

（小切手調査簿）

第二十条 小切手調査簿は、附録第六号様式により調製し、規則第二十八条第一項若しくは第二項又は第三十五条第二項により振り出した小切手に関する事項を記載し、月計突合表の調査の際、支払済みの小切手について、突合欄に支払年月日又は「済」の文字を記載するものとする。

（送付書類等受発送簿）

第二十一条 送付書類等受発送簿は、附録第七号様式により調製し、規則第五十条第一項各号に掲げる書類等ごとに区分して、同項の規定による請求及び発送に関する事項を記載するものとする。ただし、二以上の書類等の送付の請求が同時にあつた場合において、一の区分に記載するとともにその備考欄に他の区分に係る書類等の名称を記載するときは、この限りでない。

第二十二条 供託に関する書類で、書式又は様式の定めのあるものに記載すべき事項は、該当欄のないとき又は該当欄に記載することができなくなつたときは、備考欄に記載するものとする。

(廃棄処分)

第二十三条 帳簿の保存期間は次のとおりとする。

- 一 供託関係帳簿保存簿
最終の記載をした年度の翌年度から三十年
 - 二 現金出納簿
最終の記録をした年度の翌年度から十年
 - 三 小切手用紙検査簿、保管金払込書原符つづり込帳、保管金領収証書つづり込帳、オンライン出納関係通知つづり込帳、供託有価証券受託証書つづり込帳、振替国債受払通知つづり込帳、供託書正本・みなし供託書正本請求書類つづり込帳、供託金政府所得調書つづり込帳、供託金小切手原符つづり込帳、国庫金振替関係書類つづり込帳、供託金年度別現在高表つづり込み帳、供託金年度別受払日計簿、諸表つづり込帳
当該年度の翌年度から五年
 - 四 未払小切手調査表つづり込帳、未払有価証券調査表つづり込帳、審査請求書類つづり込帳、供託金払渡請求受付帳、供託有価証券払渡請求受付帳、供託振替国債払渡請求受付帳
当該年度の翌年度から三年
 - 五 供託金利子補てん請求書つづり込帳、小切手調査簿、送付書類等受発送簿
当該年度の翌年度から一年
 - 六 雑書つづり込帳
当該年度の翌年度から一年
- 2 前項の帳簿は、保存期間が満了した後でも、保存を必要とする特別の事由があるときは、その事由がある間、保存しなければならない。
 - 3 供託所において保存期間の満了した帳簿を廃棄しようとするときは、その記録を作り、法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。
 - 4 規則第十一条又は前項の規定による書類又は帳簿の廃棄認可の申請は、附録第八号様式による申請書によつてするものとする。

（書類取寄せの嘱託があつた場合の措置）

第二十四条 裁判所から供託関係書類（規則第十三条の三第一項の電磁的記録媒体を含む。以下この条において同じ。）の送付の嘱託があつた場合には、次の措置をするものとする。

- 一 払渡しの完了しない供託、代供託又は附属供託に関するものについては、証拠方法に必要な事項の回答のみにとどめ、当該嘱託書は、その回答の写しとともに雑書つづり込帳に編てつすること。
- 二 前号以外のものについては、裁判所に送付した旨及びその年月日を金銭供託元帳、有価証券供託元帳又は振替国債供託元帳に記録し、当該嘱託書は、送付した書類の編てつしてあつた箇所に編てつしておくこと。
- 2 前項第二号の送付書類が裁判所から返還されたときは、同号の例により、その旨及びその年月日を記録し、返還を受けた書類は、従前の箇所に編てつするものとする。

（日本銀行に対する通知）

- 第二十五条 供託官が任命されたときは、当該供託官は、遅滞なく、附録第二十七号様式による書面をもつてその資格、氏名及び職印を日本銀行に通知するものとする。
- 2 歳入歳出外現金出納官吏及び保管物取扱主任官については、それぞれ保管金払込事務等取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第三十号）第二条又は供託有価証券取扱規程（大正十一年大蔵省令第九号）第六条の規定において準用する政府所有有価証券取扱規程（大正十一年大蔵省令第七号）第十条の規定により日本銀行に通知するものとする。

第二章 供託手続

（同一原因に基づく異種の供託）

第二十六条 同一の供託原因に基づいて、金銭、有価証券及び振替国債のうち二種以上の供託をしようとする場合には、各供託書の備考欄にその旨を記載せるものとする。

- 2 供託官は、前項の供託を受理したときは、副本ファイルに他の供託書の供託番号を記録するものとする。

（一括供託）

第二十六条の二 供託官は、相当と認めるときは、当事者又は供託原因が異なる数個の供託を一通の供託書でさせることができる。ただし、供託番号は、各別

に付さなければならぬ。

（外貨債の供託）

第二十七条 供託物が外貨債であるときは、供託書に記載すべき総額面及び券面額は、外貨をもつて表示させるものとする。

2 前項の場合には、副本ファイルに記録すべき供託有価証券の総額面については、邦貨換算額をも記録するものとし、有価証券供託元帳に記録すべき総額面及び供託有価証券受払日計簿に記載すべき総額面は、邦貨換算額をもつて表示するものとする。

3 第一項の場合には、供託有価証券寄託書に記載すべき総額面及び額面は、外貨をもつて表示し、その寄託書の備考欄に邦貨換算額及び当該換算率を記載するものとする。

4 外貨の換算は、支出官事務規程第十一条第二項第四号の規定により財務大臣が定める外国貨幣換算率により有価証券一枚ごとに換算するものとし、邦貨換算額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（無額面有価証券の供託）

第二十八条 供託物が額面の記載のない有価証券であるときは、供託書には総額面を零とし、券面に表示された株数又は物の種類及び数量を記載させるものとする。有価証券供託元帳に記録し、並びに供託有価証券受払日計簿及び供託有価証券寄託書に記載するについても、同様とする。

（記名式有価証券の供託）

第二十九条 規則第十七条第二項の規定による記載は、供託書の備考欄にさせるものとし、この場合には、供託官は、裏書又は譲渡証書の添付がある旨を供託有価証券寄託書の備考欄に記載しなければならない。

（供託物の変換）

第三十条 供託物の変換のため供託するときは、供託書の備考欄に変換される供託物及び供託物変換の原因を記載させるものとする。

（資格証明書）

第三十一条 供託者が登記された法人以外の法人である場合における代表者の資格を証する書面は、関係官庁の証明書とする。

（代表者の資格等の確認）

第三十二条 供託官は、規則第十四条第一項前段又は第四項前段の規定により提示された代表者の資格を証する登記事項証明書又は代理人の権限を証する書面を確認して、供託書の裏面の適宜の箇所に附録第八号の二様式による印判を押さなければならぬ。

2 供託官は、規則第九条の二第四項の規定により提示された代理人の権限を証する書面を確認して、還付の請求があつた書類の謄本の適宜の箇所に前項の印判を押さなければならぬ。

3 規則第十四条第一項後段の場合（同条第四項後段、第二十一条第五項並びに第二十七条第二項及び第三項（第二十一条の三第三項、第二十一条の六第二項、第三十五条第四項、第三十六条第三項、第四十二条第三項、第四十八条第三項及び第四十九条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び規則第二十六条第一項ただし書の場合（規則第二十一条の三第三項、第二十一条の六第二項、第三十五条第四項、第三十六条第三項、第四十二条第三項、第四十八条第三項及び第四十九条第四項において準用する場合を含む。）における代表者の資格等の確認事務の取扱いについては、令和四年八月一日付け法務省民商第三七六号法務省民事局長通達によるものとする。

（委任による代理人の権限を証する書面が提示された場合の措置）

第三十二条の二 供託官は、供託に際して請求があるときは、規則第十四条第四項前段の規定により提示された委任による代理人の権限を証する書面（供託者の印鑑が押されたものに限る。）の適宜の箇所に附録第八号の二様式による印判を押し、かつ、職印を押さなければならぬ。

（供託通知書の発送請求）

第三十三条 規則第十六条第一項の規定による供託通知書の発送の請求は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十六条の二第一項、第四百六十六条の三及び第四百九十四条並びに国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）第三百三十四条の規定による供託のほか、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十五条第二項、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二百二十三条、漁業法施行法（昭和二十四年法律第二百六十八号）第十四条、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第十条、土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第七十八条第五項又は特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二十八条第二項の供託その他弁済供託に準ずる供託についても、することができる。

2 前項の場合において、供託物につき担保権を行うことができる者があるときは、その者に対する通知書についても、その発送を請求することができるもの

とする。

3 第一項の規定は、同項の供託のほか、法令の定めにより供託の通知をしなければならない者がある供託におけるその者に対する供託の通知について準用する。

（受付、調査の記載）

第三十四条 供託の申請について受付又は調査を行った係員は、その申請を相当と認めたときは供託書の該当欄に認印を押さなければならない。ただし、同一の係員が受付及び調査を行ったときは、調査欄に認印を押せば足りる。

2 供託官は、供託を受理したときは、供託書に受理の年月日を記録し、認印を押さなければならない。ただし、受理の年月日が供託申請の年月日と同一であるときは、受理の年月日を記録することを要しない。

（供託官の確認）

第三十四条の二 係員は、この準則の規定により副本ファイルに記録をしたときは、供託官の確認を受けなければならない。

（供託書正本等の訂正）

第三十五条 規則第六条第四項本文の規定により、供託者が供託書の文字の訂正、加入又は削除をした場合には、供託官は、供託書正本又は供託通知書の当該訂正、加入又は削除をした字数を記載した箇所に職印を押さなければならない。

（供託書正本等の契印）

第三十六条 供託書正本又は供託通知書が二枚以上にわたるときは、供託官は、職印をもつて契印しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、供託官は、契印に代えて、適宜の箇所に契印に準ずる措置をすることができる。

（納入期日）

第三十七条 規則第十八条第一項及び第十九条第一項の納入期日は、供託を受理した日から一週間以後の日でなければならない。ただし、法令の規定により供託の期限が定められている場合は、この限りでない。

（保管金払込書）

第三十八条 保管金払込書の書式は、保管金払込事務等取扱規程第一号書式による。

- 2 供託官は、供託書正本を交付するときは、供託者に対し、日本銀行に払込みの際供託書正本及び前項の書面を提出し、供託書に受入れの記載を受けて、その返還を受けるように指示しなければならない。
- 3 保管金払込書原符には、その余白に供託番号を記載するものとする。
- 4 同一人が数件の供託をするに当たり、同時に払込みをする場合には、その払込金額を合計し、一枚の保管金払込書を作成することができる。この場合には、前項の記載は、第何号から第何号までとすることができる。
- 5 前項の規定は、同一代理人によつて数件の供託をするに当たり、同時に払込みをする場合に準用する。

(金銭の代用)

第三十九条 供託金の受入れを取り扱う供託所においては、供託官は、相当と認めるときは、日本銀行を支払人として政府、地方公共団体、公団、公庫、公社若しくは銀行が振り出した小切手又は払込委託銀行の自己宛小切手を、金銭に代えて領収することができる。

(供託金の払込み)

第四十条 供託官は、供託金を受け入れたときは、できる限りその日のうちに、受け入れた供託金を取りまとめ、金銭供託元帳及び副本ファイルと照合した後、保管金払込書を添付して日本銀行に払い込み、保管金領収証書の交付を受けなければならぬ。

(供託金の保管)

第四十一条 前条による払込み後に受け入れた供託金は、金銭供託元帳及び副本ファイルと照合した後、金庫に納めて厳重に保管し、翌営業日に払い込まなければならぬ。

(供託金受入事務の取扱い)

第四十二条 銀行に供託金の払込みを委託している供託所における供託金受入事務の取扱いについては、昭和三十一年三月十九日付け法務省民事甲第六一〇号法務省民事局長通達によるものとする。

第四十二条の二 規則第二十条の二の規定による供託金受入事務の取扱いについては、平成十年十一月二十六日付け法務省民四第二〇九八号法務省民事局長・法務大臣官房会計課長通達によるものとする。

第四十二条の三 規則第二十条の三の規定による供託金受入事務の取扱いについては、平成十七年三月一日付け法務省民商第五四四号法務省民事局長・法務省大臣官房会計課長通達によるものとする。

第四十二条の四 規則第二十条の四の規定による供託金受入事務の取扱いについては、平成二十九年三月三十一日付け法務省民商第六十号法務省民事局長・法務省大臣官房会計課長通達によるものとする。

（光学的文字読取装置による供託事務の取扱い）

第四十二条の五 光学的文字読取装置（OCR）による供託事務の取扱いについては、この準則によるほか、平成十五年九月十八日付け法務省民商第二八〇四号法務省民事局長・法務省大臣官房会計課長通達によるものとする。

（振替国債の供託事務の取扱い）

第四十二条の六 振替国債の供託事務の取扱いについては、この準則によるほか、平成十五年一月六日付け法務省民商第二号法務省民事局長・法務省大臣官房会計課長通達によるものとする。

（供託有価証券寄託書）

第四十三条 供託有価証券寄託書の書式は、政府所有有価証券取扱規程第一号書式に準ずるものとする。ただし、受託番号は供託番号とし、会計名は供託者名とする。

2 第三十八条第二項の規定は、有価証券の供託に準用する。

（記録欄の認印等）

第四十四条 供託物を受け入れたときは、係員は、副本ファイル及び金銭供託元帳、有価証券供託元帳又は振替国債供託元帳に受入年月日（第四条第一項第一号の保管金領収証書、同項第一号の三の振替済通知書及び同項第一号の四の償還金等受入済通知の日付、有価証券の供託にあつては供託有価証券受託証書の日付、振替国債の供託にあつては供託振替国債の全部について供託所の口座に増額の記載又は記録がされた日付。以下同じ。）を記録し、供託書の記録欄に認印を押さなければならぬ。

（供託通知書の発送）

第四十五条 規則第十八条第三項又は第二十条第二項（規則第二十条の二第四項、第二十条の三第四項又は第二十条の四第四項において準用する場合を含む。）

の供託通知書は、供託者の選択に従い、普通郵便、書留郵便、配達証明郵便等の方法により発送するものとする。

2 供託官は、供託通知書を発送するには、該当欄に発送の年月日及び供託所名を記載するものとする。ただし、附録第九号様式のスタンプを押して、これに代えることができる。

3 供託通知書を発送したときは、係員は、副本ファイルに発送年月日を記録しなければならない。

第四十六条 削除

(供託受理の失効)

第四十七条 規則第十八条第二項、第十九条第二項、第二十条の二第三項、第二十条の三第三項又は第二十条の四第三項の規定により受理の決定が効力を失つたときは、供託書の裏面に「納入期日経過により失効」と記載し、これを添付書類とともに雑書つづり込帳に編てつするものとする。

2 前項の場合には、金銭供託元帳、有価証券供託元帳又は振替国債供託元帳にも、その旨を記録するものとする。

3 第七十九条第二項及び第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

(代供託及び附属供託)

第四十八条 第二十七条、第二十八条、第三十一条、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十八条及び第四十四条の規定は、有価証券に係る代供託又は附属供託に準用する。

第四十九条 金銭供託元帳、有価証券供託元帳、振替国債供託元帳及び現金出納簿の記録並びに供託有価証券受払日計簿及び供託振替国債受払日計簿の記載については、代供託を有価証券払渡し又は振替国債払渡し及び金銭供託とみなし、附属供託を金銭供託とみなす。この場合には、金銭供託元帳、有価証券供託元帳及び振替国債供託元帳に代供託である旨又は附属供託である旨を記録するものとする。

第五十条 有価証券に係る代供託により供託金を受け入れたときは、係員は、副本ファイルに受入年月日並びに当該有価証券の払渡年月日、代供託により払い渡した旨及び払渡高を記録しなければならない。

第五十条の二 供託振替国債に代わるものとしてその償還金を保管するときは、

係員は、副本ファイルに払渡年月日、償還がされた旨及び払渡高並びに当該償還金に係る供託番号、銘柄、金額及び受入年月日を記録しなければならない。

第五十一条 有価証券に係る附属供託により供託金を受け入れたときは、係員は、副本ファイルに受入年月日並びに払渡しの利札、当該利札の払渡年月日及び附属供託により払い渡した旨を記録しなければならない。

第五十一条の二 供託振替国債に従たるものとしてその利息を保管するときは、係員は、副本ファイルに当該利息に係る供託番号、銘柄、金額及び受入年月日を記録しなければならない。

（保管替えの請求等）

第五十二条 第三十一条及び第三十二条の規定は、保管替えの請求について準用する。この場合において、第三十二条第一項に「供託書の裏面」とあるのは、「保管替請求書の写し」と読み替えるものとする。

2 第三十五条及び第三十六条の規定は、保管替えを受ける供託所に送付する供託物保管替請求書について準用する。

（保管替えをした供託所における措置）

第五十三条 供託官は、保管替えを認可したときは、その保存すべき供託物保管替請求書の写しを作成し、その該当欄に認可の年月日を記載し、認印を押さなければならぬ。ただし、認可の年月日が供託物保管替請求の年月日と同一であるときは、認可の年月日を記載することを要しない。

2 規則第二十一条の四第一項（規則第二十一条の六第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の手續をしたときは、金銭供託元帳又は振替国債供託元帳に保管替えをした年月日及び保管替えを受けた供託所名を記録しなければならない。

3 前項の場合において、係員は、第一項の供託物保管替請求書の写しの整理番号欄に国庫金振替書の整理番号（振替国債については供託官の定める整理番号）を記載し、送付欄に認印を押さなければならない。

4 前項の供託物保管替請求書の写し及びその添付書類は、供託金払渡請求書類つづり込帳又は供託振替国債払渡請求書類つづり込帳に編てつするものとする。

5 第五十六条第二項の規定は、保管替えの請求があつた場合に、第六十二条第四項の規定は、保管替えをした場合に準用する。

（保管替えを受けた供託所における措置）

- 第五十四条 規則第二十一条の四第一項の規定による書類の送付を受けたときは、副本ファイル及び金銭供託元帳又は振替国債供託元帳に保管替えを受けた旨、保管替えをした供託所名及び当該書類の送付を受けた年月日を記録しなければならない。この場合において、保管替えを受けた供託物が供託振替国債であるときは、当該供託所における供託番号及び振替の申請に必要な事項を保管替えをした供託所に通知しなければならない。
- 2 日本銀行から国庫金振替済通知書又は振替国債受払通知の送付を受けたときは、係員は、金銭供託元帳又は振替国債供託元帳に振替済みの年月日を記録し、副本ファイルに振替済みの旨及びその年月日を記録しなければならない。
- 3 送付を受けた書類には、新たに供託番号を付記し、従前の供託所において付記した供託番号を朱抹しなければならない。保管替請求書は、金銭供託書添付書類等つづり込帳又は振替国債供託書添付書類等つづり込帳に編てつするものとする。

（供託書の訂正）

- 第五十五条 供託官は、供託書の記載事項につき、供託者から明白な誤記を訂正する申請がされた場合には、供託の同一性を害しない限り、これを受理することができる。
- 2 前項の申請については、供託官は、附録第十号様式による供託書訂正申請書二通を提出させなければならない。
- 3 供託官は、第一項の申請を受理すべきものと認めるときは、供託書訂正申請書の一通に、これを受理する旨を記載して記名押印し、申請者に交付するとともに、副本ファイルに交付年月日及び訂正内容を記録し、供託所に保存すべき供託書訂正申請書には、受理の年月日を記載して押印しなければならない。
- 4 供託所に保存すべき供託書訂正申請書は、金銭供託書添付書類等つづり込帳、有価証券供託書添付書類等つづり込帳又は振替国債供託書添付書類等つづり込帳に編てつするものとする。

第三章 払渡手続

（受付、調査等の記載）

- 第五十六条 供託物払渡請求書の提出があつたときは、係員は、当該請求書に受付年月日時分を記録するものとする。
- 2 供託物の払渡請求について受付、調査又は印鑑の照合を行った係員は、供託物払渡請求書（供託物が有価証券又は振替国債であるときは、その一通。以下

同じ。)の該当欄に認印を押さなければならぬ。ただし、同一の係員が受付、調査及び印鑑の照合を行ったときは、照合欄に認印を押せば足りる。

- 3 供託官が、規則第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定により請求者をして受領を証させるべき供託物払渡請求書に払渡しを認可する旨を記載して押印するには、供託物払渡請求書の該当欄に認可の年月日を記載し、認印を押してするものとする。ただし、認可の年月日が供託物払渡請求の年月日と同一であるときは、認可の年月日を記載することを要しない。

(時効完成後の供託金)

第五十七条 消滅時効が完成した供託金は、歳入納付の手續前においても、払い渡すことはできない。

(小切手の振出し等)

第五十八条 小切手の振出しについては、小切手振出等事務取扱規程、保管金払込事務等取扱規程及び出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)によるほか、次の各号によらなければならない。

- 一 小切手には、整理番号の下に供託金と付記すること。
- 二 小切手原符の摘要欄に供託番号を付記すること。ただし、数件の供託金額を合算して一枚の小切手により支払ったときは、「何年度金第何号外何件」と記載することができる。

三 小切手原符の摘要欄には、供託金及び供託金利息の金額を区分して付記すること。

四 執行官を受取人として振り出す小切手には、線引きをしなければならない。

- 2 規則第二十八条第二項(規則第三十五条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する財務大臣の定める保管金の払戻しに関する規定の手續は、特例省令第十一条及び第十五条の規定による手續とする。この場合において、規則第二十八条第二項の請求者又はその代理人への通知は、隔地払の方法の場合にあつては特例省令別紙第三号書式による国庫金送金通知書をもつて、預貯金振込みの方法の場合にあつては附録第十号の二様式により作成した通知書をもつて行うものとする。

- 3 規則第二十八条第三項(規則第三十五条第四項において準用する場合を含む。)に規定する財務大臣の定める国庫内の移換のための払渡しに関する規定の手續は、特例省令第十四条の規定による読替え後の保管金払込事務等取扱規程第八条第二項及び第八条の二並びに特例省令第十五条の規定による手續とする。

4 供託官は、支払済書又は振替済書の内容を確認したときは、これらの情報に

係る支払済通知書にその旨を記載するものとする。

（整理番号の記載等）

第五十九条 供託金又は供託金利息を払い渡したときは、係員は、供託金払渡請求書又は供託金利息請求書の該当欄に小切手又は支払指図書若しくは国庫金振替書の整理番号を記載し、交付欄に認印を押さなければならない。

（有価証券払渡しの場合の措置）

第六十条 供託官は、規則第二十九条の規定により供託有価証券払渡請求書を請求者に交付するときは、請求者に対して、その末尾に日本銀行あて領収の旨を記載の上日本銀行に提出して有価証券の払渡しを受けるよう指示しなければならない。

2 前項の供託有価証券払渡請求書を請求者に交付したときは、係員は、他の一通の供託有価証券払渡請求書の交付欄に認印を押さなければならない。

3 第三十五条及び第三十六条第一項の規定は、第一項の供託有価証券払渡請求書について準用する。

（振替国債払渡しの場合の措置）

第六十一条 供託振替国債に係る払渡手続は、財務大臣の定める供託振替国債の払渡しに関する規定に基づき、銘柄ごとに振替の申請をしなければならない。

（供託物払渡しの場合の副本ファイルの記録等）

第六十二条 供託物を払い渡したときは、係員は、副本ファイルに払渡年月日、還付又は取戻しの旨、払渡高及び残高を記録しなければならない。ただし、供託物の全部を払い渡したときは、還付又は取戻しの旨、払渡高及び残高の記録に代えてその全部につき還付又は取戻しがされた旨を記録することができる。

2 前項の場合において、外貨債の供託については、第二十七条第二項の規定により記録した邦貨換算額を受入高として、払渡高及び残高を記録するものとする。

3 規則第二十八条第二項又は第三項の規定による手続をしたときは、係員は、その旨を副本ファイルに記録しなければならない。

4 金銭供託元帳、有価証券供託元帳又は振替国債供託元帳に払渡しの記録をしたときは、係員は、供託物払渡請求書の元帳欄に認印を押さなければならない。

（資格証明書等）

第六十三条 第三十一条の規定は、供託物の払渡請求に準用する。

2 規則第二十六条第三項第三号の規則第十四条第四項前段の規定により供託官に提示した委任による代理人の権限を証する書面は、第三十二条の二の規定による措置がされたものでなければならない。

3 供託官は、規則第二十七条第一項ただし書又は同条第三項において準用する規則第十四条第一項前段の規定により提示された代表者の資格を証する登記事項証明書又は代理人の権限を証する書面を確認して、供託物払渡請求書の適宜の箇所に附録第八号の二様式の印判を押さなければならない。

第六十四条から第七十条まで 削除

第四章 供託金利息及び利札

（供託金利息払渡しの場合の副本ファイルの記録）

第七十一条 供託金利息を払い渡したときは、係員は、副本ファイルに払渡年月日、期間及び払渡金額を記録しなければならない。

（利札払渡しの場合の副本ファイルの記録）

第七十二条 供託有価証券の利札の払渡しを認可したときは、係員は、副本ファイルに払渡しの利札、認可年月日及び認可の旨を記録しなければならない。

2 第六十条の規定は、利札の払渡しに準用する。

（受付、調査の記載等）

第七十三条 第五十六条及び第六十三条の規定は、供託金利息又は利札の払渡しに準用する。

（供託金利子の補てん請求）

第七十四条 供託金利子の補てん請求は、供託金の残高を考慮して適宜の時期に（少なくとも四半期ごとに）しなければならない。

2 供託金利子補てん請求書は、三通作成し、その二通を支出官に送付し、他の一通は控えとして供託金利子補てん請求書つづり込帳に編てつするものとする。

3 供託金利子の補てんのための振替済通知書は、その供託金利子補てん請求書の控えとともに、前項の帳簿に編てつするものとする。

第五章 電子情報処理組織による供託等

第七十四条の二 規則第五章の規定による電子情報処理組織による供託等に関する事務の取扱いについては、この準則によるほか、平成二十三年十二月二十八日付け法務省民商第三一八六号法務省民事局長・法務省大臣官房会計課長通達によるものとする。

第六章 雑則

（供託物に対する強制執行等）

第七十五条 規則第五条の書類又は規則第三十条第一項の支払委託書を受け取つたときは、係員は、副本ファイルにその年月日及び書面の種類を記録しなければならない。

（債権差押命令の競合等）

第七十六条 供託金の還付請求権又は取戻請求権について差押命令が競合し、又は配当要求があつた場合等における執行裁判所に対する事情の届出の事務の取扱いについては、昭和五十五年九月六日付け法務省民四第五三三三号法務省民事局長通達によるものとする。

2 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百五十六条第四項又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）第三十六条の六第二項の規定による事情の届出のための書面は、附録第十四号様式により二通作成し、その一通を裁判所に送付し、他の一通を譲渡通知書等つづり込帳に編てつするものとする。

3 前項の規定により事情届出書を裁判所に送付したときは、係員は、副本ファイルに事情届出の旨及び年月日を記録しなければならない。

（添付書類の原本還付）

第七十七条 規則第九条の二第三項の規定による原本還付の記載は、還付すべき書類の謄本の一枚目の用紙の表面余白に附録第十五号様式による印判を押印してするものとする。

（却下の場合の措置）

第七十八条 供託官は、規則第二十一条の七、第三十一条又は第三十七条の規定により却下しようとするときは、事案の内容が簡単なものを除き、監督法務局又は地方法務局の長に内議するものとする。

第七十九条 規則第二十一条の七、第三十一条又は第三十七条の規定による却下

決定書は、附録第十五号の二様式又はこれに準ずる様式によるものとし、これを交付したときは、決定書原本の欄外に決定告知の年月日及びその方法を記載して押印し、これを却下に係る供託書、代供託請求書、附属供託請求書、供託物保管替請求書、供託物払渡請求書、供託金利息請求書又は供託有価証券利札請求書及びその添付書類とともに、雑書つづり込帳に編てつするものとする。

2 却下に係る供託書の添付書類又は請求書の添付書類は、請求があるときは、還付しなければならない。

3 前項の請求は書面によつてさせるものとし、当該書面は第一項の供託書又は請求書とともに編てつするものとする。

第八十条 削除

（審査請求に対する措置）

第八十一条 法第一条ノ六第一項（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第二百七十八条第四項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）の規定により相当の処分をしようとする場合には、事案の内容が簡単なものを除き、監督法務局又は地方法務局の長に内議するものとする。

2 法第一条ノ六第一項の規定による審査請求人に対する通知は、附録第十六号様式による通知書をもつてするものとする。

3 法第一条ノ六第一項の規定により相当の処分をしたときは、供託官は、当該審査請求書を前項の通知書の写しとともに審査請求書類つづり込帳に編てつし、当該処分の内容を附録第十六号の二様式による報告書により監督法務局又は地方法務局の長に報告するものとする。

第八十二条 法第一条ノ六第二項前段（社債等振替法第二百七十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審査請求事件の送付は、審査請求書の正本によつてするものとし、附録第十七号様式による意見を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）を付してするものとする。この場合において、意見書は、正本及び当該意見書を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を送付しなければならない。

2 前項の規定により審査請求事件を送付する場合には、審査請求書の正本のほか、審査請求の理由の有無を審査するのに必要な関係書類を送付するものとする。

3 前項の場合には、供託官は、審査請求書及び意見書の各写しを審査請求書類

つづり込帳に編てつするものとする。

- 4 法第一条ノ六第二項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によつてするものとし、附録第十七号の二様式による送付書に第一項及び第二項の規定により送付された審査請求書の正本及び関係書類を添付してするものとする。
- 5 法第一条ノ八の規定において読み替えて適用する行政不服審査法第二十九条第五項の規定による法第一条ノ六第二項に規定する意見の送付は、意見書の副本によつてするものとする。

第八十三条 法第一条ノ七（社債等振替法第二百七十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により審査請求につき裁決をするには、次の各号によるものとする。

- 一 地方法務局長は、事案の内容が簡単なものを除き、当該地方法務局を監督する法務局長に内議すること。
- 二 法務局長は、事案の内容につき特に問題があるものについては、民事局長に内議すること。
- 2 裁決書は、附録第十八号様式によるものとし、審理員意見書を添付するものとする。
- 3 法務局又は地方法務局長が審査請求につき裁決をした場合には、民事局長に裁決書の写しを添えてその旨を報告（地方法務局長にあつては、当該地方法務局を監督する法務局長を経由して）するものとする。

第八十四条 法務局又は地方法務局長が審査請求につき裁決をした場合には、裁決書の謄本（審理員意見書の写しを含む。）を審査請求人及び当該供託官に送付するものとする。

- 2 供託官は、裁決書の謄本（審理員意見書の写しを含む。）を審査請求書類つづり込帳に編てつするものとする。

（閲覧）

第八十五条 規則第四十八条の規定により供託に関する書類を閲覧させる場合には、次のことに注意しなければならない。

- 一 一定の閲覧場所を指定し、閲覧書類を供託所外に持ち出すことのないようにすること。
 - 二 閲覧の前後に閲覧書類の枚数を確認すること。
 - 三 閲覧書類の抜き取り、脱落、汚損、記入及び改ざんを防止すること。
- 2 閲覧申請書は、雑書つづり込帳に編てつするものとする。

(証明)

第八十六条 規則第四十九条第三項の書面は、規則第三十四号書式に準じて作成させるものとし、供託官は、下部余白に証明文を付し、年月日及び職氏名を記載し、職印を押さなければならない。

2 前項の証明文及び職氏名の記載は、「上記のとおり証明する。何法務局（何地方法務局）何支局（又は出張所） 供託官 何某」とするものとする。

3 証明申請書は、雑書つづり込帳に編てつするものとする。

(閲覧をさせた場合等の措置)

第八十七条 払渡しの完了しない供託に関し、供託の確認を目的とする供託に関する書類の閲覧をさせたとき又は供託に関する事項の証明をしたときは、副本ファイルに年月日、申請者氏名及び閲覧させた旨又は証明の要旨を記録しなければならない。

(供託金の歳入納付)

第八十八条 供託官の振り出した小切手とその振出日付後一年を経過した場合及び供託金が時効その他の事由により政府の所得に帰した場合の取扱いについては、昭和十年大蔵省令第八号の定めるところによる。この場合において、同令第二条において準用する保管金取扱規程第六号書式中「保管金受領証書番号」とあるのは「供託番号」と、「保管の事由」とあるのは「供託の種類」と読み替えるものとする。

2 政府の所得に帰した供託金を歳入に納付した場合には、係員は、供託金政府所得調書の控えに、その旨及び納付年月日を付記して認印を押し、副本ファイルに歳入納付年月日、歳入納付額及び供託金時効により歳入納付した旨を記録しなければならない。

3 前項の供託金政府所得調書の控えは、供託金政府所得調書つづり込帳に編てつするものとする。

4 官庁又は公署が関与する供託金の消滅時効に関する事務の取扱いについては、この準則によるほか、平成二十五年一月十一日付け法務省民商第七号法務省民事局長・法務省大臣官房会計課長通達によるものとする。

(誤払過渡の供託金及び供託金利子の返納)

第八十九条 供託金の受入れを取り扱う供託所において、供託金又は供託金利子の誤払過渡があつたときは、出納官吏は、その受領者から現金を受領して保管金払込事務等取扱規程第三条の規定により日本銀行に払込みの手続をしなければならない。

2 誤払過渡の供託金利子の補てんを受けているときは、その金額を戻入するものとする。ただし、当該年度経過後に返納がなされた場合においては、その金額を歳入に納付するものとする。

（保管金月計突合表）

第九十条 日本銀行国庫金取扱規程第八十二条の二の規定により日本銀行から保管金月計突合表の送付を受けたときは、保管金払込事務等取扱規程第十二条の規定による手続をするものとする。

2 前項の手続をしたときは、附録第二十号様式の未払小切手調査表を作成し、これを保管金月計突合表とともに、未払小切手調査表つづり込帳に編てつするものとする。

（供託有価証券月計突合表）

第九十一条 日本銀行政府有価証券取扱規程（大正十一年大蔵省令第十一号）第三十九条の規定により日本銀行から供託有価証券月計突合表の送付を受けたときは、供託有価証券取扱規程第六条において準用する政府所有有価証券取扱規程第六条の規定による手続をするものとする。

2 前項の手続をしたときは、附録第二十一号様式の未払供託有価証券調査表を作成し、これを供託有価証券月計突合表とともに、未払供託有価証券調査表つづり込帳に編てつするものとする。

（供託振替国債に係る供託有価証券月計突合表）

第九十一条の二 日本銀行供託振替国債取扱規程（平成十四年財務省令第七十号）第五条の規定により日本銀行から供託有価証券月計突合表の送付を受けたときは、供託振替国債取扱規程（平成十四年財務省令第六十九号）第七条第二項において準用する政府所有有価証券取扱規程第六条の規定による手続をするものとする。

2 前項の手続をしたときは、附録第二十一号の二様式の未払供託振替国債調査表を作成し、これを前項の供託有価証券月計突合表とともに未払供託有価証券調査表つづり込帳に編てつするものとする。

（歳入歳出外現金出納計算書等）

第九十二条 会計検査院の検査を受けるための供託金の計算証明に関しては、計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）第四十八条及び第五十条から第五十二条までの規定並びに法務局及び地方法務局会計事務章程（昭和二十四年法務総裁訓令経甲第三五六七号）第八条の規定において準用する檢察庁会

計事務章程（昭和二十二年法務総裁訓令会甲第二四八一号）第八十六条から第八十八条までの規定によるものとする。

（供託金年度別現在高表つづり込帳等）

第九十三条 供託金年度別現在高表は、附録第二十二号様式により毎末日現在をもつて調製し、供託金年度別現在高表つづり込帳に編てつするものとする。

2 供託金年度別受払日計簿は、附録第二十三号様式により調製し、毎日供託金の受払を年度別に記入するものとする。

（月表）

第九十四条 供託官は、毎月附録第二十四号様式の月表を二通作成し、その一通を監督法務局又は地方法務局の長に送付し、他の一通は諸表つづり込帳に編てつするものとする。

2 供託官は、前項の送付に代えて、同項の月表に係る電磁的記録を供託官の使用に係る電子計算機を用いて監督法務局又は地方法務局の長に提供することができる。

（年計表）

第九十五条 法務局及び地方法務局の長は、その局並びに管内の支局及び供託事務を取り扱う出張所の取扱いに係る供託金、供託有価証券及び供託振替国債につき、附録第二十五号様式、附録第二十六号様式及び附録第二十六号の二様式により年計表を作成し、毎年四月末日までに民事局長に送付するものとする。

2 法務局及び地方法務局の長は、前項の送付に代えて、同項の年計表に係る電磁的記録を供託官の使用に係る電子計算機を用いて民事局長に提供することができる。

（副本ファイルと現金出納簿等の照合）

第九十六条 供託官は、毎年四月末日までに、副本ファイル、金銭供託元帳、有価証券供託元帳又は振替国債供託元帳及び現金出納簿、供託有価証券受払日計簿又は供託振替国債受払日計簿を照合し、前会計年度末における供託金、供託有価証券及び供託振替国債の残高を確認しなければならない。

2 供託官は、前項の規定による確認をした場合には、供託事件月表にその旨を付記し、その確認をすることができない場合には、その旨、その理由及び照合の結果を記載した報告書二通を監督法務局又は地方法務局の長に提出しなければならない。

3 法務局又は地方法務局の長は、前項の報告書の提出を受けたときは、その一

通に意見を付して、これを民事局長に送付するものとする。

附録第一号様式

供託 関係 帳簿	年	年 (第 冊)	保存簿番号	第	号
	度		保存終期		年
	名 称				
	庁 名	法 務 局			

附録第二号様式

進行番号	年 度	帳簿の名称	冊 数	所 在	保存終期	廃棄年月日	備 考

附録第七号様式

進行番号	請求年月日	請 求 者	送付年月日	備 考

附録第八号様式

年 月 日

法務局(地方法務局又はそれらの支局、出張所)

供託官

法務局長

殿

供託関係帳簿及び書類廃棄認可申請書

下記(又は別紙目録記載)の帳簿及び書類は、保存期間を経過したので廃棄につき認可されるよう申請します。

目 録

年 度	名 称	冊 数	保 存 期 間	保 存 始 期	備 考
				保 存 終 期	

附録第八号の二様式

代理権限証明書

資格証明書

確認済

附録第九号様式

法務局 (地方法務局又はそれら の支局、出張所)
年 月 日
発 送

供託書訂正申請書

- 1 供 託 番 号 年度金(証・国)第 号
- 2 供託者の氏名 (名称)
- 3 被供託者の氏名 (名称)
- 4 訂 正 す べ き 事 項

上記のとおり訂正を申請します。

年 月 日

申請人 住所

氏名

会社法人等番号 (任意) — —

(印鑑証明書を添付するときは、押印が必要です)

(委任による代理人を除く。)。)

法務局 (地方法務局・支局) 御中

(受取人 住所 氏名)
殿

国庫金振込通知書	通 信 欄
払渡請求のあった供託金につき、ご指定の金融機関の 預貯金口座に振込みの手続をしましたので通知します。	
年 月 日	
(官署の所在地及び官署名)	
法務局 (地方法務局又はそれらの支局、出張所)	
(資格・官職・氏名)	
法務局 歳入歳出外現金出納官吏	
供託官 ㊟	

備考 用紙の大きさは、郵便はがき又は日本産業規格A列4の大きさとする。

附録第十一号様式 削除

附録第十二号様式 削除

附録第十三号様式 削除

附録第十九号様式 削除

附録第十四号様式

年 月 日

法務局（地方法務局又はそれらの支局、出張所）
供託官 印

裁判所 御中

事 情 届 出 書

- 1 供託年月日 何年何月何日
- 1 供託番号 何年度金第何号
- 1 供託金額 金 何 円 也
- 1 供託者 何郡市区何町村大字何何番地
何 某

上記供託金の還付請求権（又は取戻請求権）について下記のとおり強制執行による差押え（又は強制執行による差押えと滞納処分による差押え）が競合したところ、債権者（又は債務者）何某から年月日に供託を受諾する旨を記載した書面が提出された（又は何何）ので民事執行法第156条（又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第36条の6）の規定により、事情の届出をします。

記

- 1 強制執行による差押命令（又は何何）何地方裁判所（*ル*）何号（又は何何）

債 権 者 何郡市区何町村大字何何番地
何 某

債 務 者 何郡市区何町村大字何何番地
何 某

差 押 金 額 金 何 円

何年何月何日、命令送達

- 2 強制執行による差押命令（又は何何）何地方裁判所（*ル*）何号（又は何何）

債 権 者 何郡市区何町村大字何何番地
何 某

債 務 者 何郡市区何町村大字何何番地
何 某

差 押 金 額 金 何 円

何年何月何日、命令送達

- 3 滞納処分による差押え

処 分 庁 何郡市区何町村大字何何番地 ○○税務署長

債 務 者 何郡市区何町村大字何何番地 何 某

差押金額 金 何 円

何年何月何日、通知書送達

附録第十五号様式

原本還付	
------	--

却 下 決 定 書

(供託者又は請求者の住所氏名) 様

供託 (又は請求) 事件名

あなたから 年 月 日付で のあった本件は、以下の理由により却下します。

なお、この却下処分に不服があるときは、いつでも (地方) 法務局長に対し審査請求をすることができます。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内(通知を受けた日の翌日から起算します。)に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は、法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので、御注意ください。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

(地 方) 法 務 局
供 託 官

㊟

却下理由

年 月 日

法務局（地方法務局又はそれらの支局、出張所）

供託官



殿

通 知 書

何年何月何日、貴殿の供託申請（又は何何）を却下しましたが再審査の結果審査請求は理由があるものと認められますので、処分を変更し、供託を受理（又は何何）することとしましたから通知いたします。

附録第十六号の二様式

年 月 日

法務局（地方法務局又はそれらの支局，出張所）

供託官

㊟

法務局長（地方法務局長）

殿

報 告 書

何年何月何日付供託申請事件（又は何何）却下処分に関し，別紙のとおり審査請求がありました。本件審査請求は，理由があると認め，下記のとおり処分をしたので報告いたします。

記

何何（具体的かつ詳細に記載すること。）

附録第十七号様式

年 月 日

法務局（地方法務局又はそれらの支局，出張所）

供託官

㊟

法務局長（地方法務局長）

殿

意 見 書

何年何月何日付供託申請事件（又は何何）却下処分に関し，審査請求がありました，
本件審査請求は，下記のとおりその理由がないものと認めますから，審査請求書の正本及び
関係書類を添えて本事件を送付いたします。

記

何何（具体的かつ詳細に記載すること。）

附録第十七号の二様式

年	月	日						
			法務局長（地方法務局長）		㊟			
審理員			殿					
			送	付	書			
年	月	日	付け	事件の却下処分に対する	年	月	日	付け
審査請求について，供託法（明治32年法律第15号）第1条ノ6第2項の規定に基づき，審査請求書の正本及び関係書類を添えて，供託官の意見を送付します。								

附録第十八号様式

裁 決 書

住 所
審査請求人

原処分庁

年 月 日付け 事件の却下処分に対する 年 月
日付け審査請求について、次のとおり裁決します。

なお、この裁決につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は、法務大臣となります。）、裁決の取消しの訴えを提起しなければなりません（なお、裁決の送達を受けた日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなりますので、御注意ください。）。

1. 主 文

2. 事案の概要

3. 審査関係人の主張の要旨

4. 理 由（主文が審理員意見書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）

年 月 日

（地方）法務局長

㊟

附録第二十一号様式

未払供託有価証券調査表（ 年 月分）

払渡認可 年 月 日	供託番号	受取人氏名	供 託 有 価 証 券			備 考
			名 称	総額面	枚 数	

附録第二十三号様式

供託金年度別受払日計簿

年 月

年度		年 月 日	区分	年度		年度以前		計		備 考
受	高			件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
件数	金 額									
		前月より 繰越高								
		1 日	払高 残高							
		31 日	払高 残高							
		計	払高							

- 記載上の注意
- 1 受払の記載は現金出納簿の記載の例によること。
 - 2 内渡の場合の払の件数欄の記載は、最終の内渡の場合を除き、赤字で外数として記載すること。なお、分割払渡の場合も同様とする。
 - 3 残高は、払のある場合に記載すれば足りる。

附録第二十四号様式

(地方)法務局(支局・出張所) 供託官 何某

供託事件月表																
年 月分																
区 分 種 類		供 託 受 入						払 渡 認 可								
		金 銭		有 価 証 券		振替国債	金 銭		有 価 証 券		振替国債	金 銭		有 価 証 券		振替国債
		件数	金額	件数	枚数	総額面	件数	金額	件数	金額	件数	枚数	総額面	件数	金額	
弁 済	地代・家賃															
	その他															
	小 計															
裁判上の供託																
営業保証																
選挙供託																
執行供託																
その他																
総 計																

払渡欄中、中段は内渡件数で内数、上段は時効回復高件数金額で外数とすること。

	件 数	金 額
供託金利息払渡認可		
利札払渡認可		
保管替による移送		
保管替による受入		
供託・払渡請求等の却下		
納入期日経過による失効		

供託物現在高

種 別	件 数	枚 数	金 額
金 銭			
有価証券			
振替国債			

(上段は時効回復高未補てん件数金額で外数とすること。)

利子資金受入れ 件 円
歳入納付後支払供託金未償還金受入れ 件 円

- 備考 (1) 供託受入、払渡認可欄には、供託金、供託有価証券及び供託振替国債のみの受入れ又は払渡しを計上し、供託金利息及び利札の受払いは計上しないこと。供託金と同時に供託金利息の払渡しをしたときでも、その供託金利息は計上しないこと。供託金利息払渡しについては、供託金利息払渡認可欄に計上すること。なお、該当欄が空白のときでも「0」の記載は要しない。
- (2) 内渡しの場合は、内渡しごとに1件として取り扱い、当該件数を内数(最終分を除く。)として計上すること。
- (3) 保管替えの手続をした場合には、保管替えをする庁においては、保管替えをした月をもって「払渡認可」の金銭欄又は振替国債欄に保管替えした件数金額を計上し、保管替えを受けた庁においては、国庫金振替済通知書又は振替国債受払通知を受領した月をもって「供託受入」の金銭欄又は振替国債欄に保管替えを受けた件数金額を計上する。なお、下欄の「保管替えによる移送」又は「保管替えによる受入」欄にもその件数を計上することとし、上段に金銭を、下段に振替国債を記載すること。
- (4) 時効による歳入納付の手続をしたときは、払渡認可欄に、当該件数、金額を計上すること。
- (5) 統廃合による処理
- (イ) 被統合庁の供託官は、廃止日までの月表を作成し、統合庁の供託官に引き継ぐこと。
- (ロ) 統合庁の供託官は、引き継いだ月表の1通を、自庁分の月表とともに、監督法務局又は地方法務局長に送付すること。

附録第二十五号様式

供託金年計表

何年度

何法務局（何地方法務局）長 何 某

区分 供託所	前年度より越高		受 高		払 高				現 在 高		利息払渡認可高		備 考
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	時効回復高		件数	金 額	件数	金 額	
							件数	金 額					
何 法 務 局 (又は何地方法務局)		円		円		円		円		円		円	
同 何 支 局													
同 何 出 張 所													
合 計													

備考

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、左方約3cmの綴代を設けること。
- 2 本表は、会計年度（4月1日から翌年3月末日まで）により作成し、毎年4月末日までに民事局長宛て送付すること。
- 3 内渡しの場合は、内渡しごとに1件として取り扱い、当該件数を内数（最終分を除く。）として払高件数欄に括弧を付して計上すること。
- 4 消滅時効の完成を理由に供託金の歳入納付の手續をしたものについて、払渡請求を認可し供託金を払い渡した場合には、時効回復高欄にその件数金額を払高の外数として計上すること。
- 5 供託所の統廃合があった場合には、次の点に留意すること。
被統合庁の被統合日までの件数、金額は、被統合庁の受高、払高の各欄に記載する。
なお、引継ぎをした供託金は払高欄に記載

しない。

被統合日における現在高の件数、金額は、被統合庁の現在高の各欄に括弧を付して朱書し、備考欄に統合の年月日、統合庁名等を記載する。

統合庁が被統合庁から引継ぎを受けた件数、金額は統合庁の現在高の各欄に自庁分と合算の上黒書し、その下に引継ぎを受けた件数、金額を括弧を付して朱書し、備考欄には、被統合庁名を記載する。なお、被統合庁から引継ぎを受けた件数、金額は受高欄に計上しない。

3月末日をもって統廃合された場合も、翌年度に引き継ぐことなく当該年度において処理する。

- 6 前年度の「現在高」と本年度の「前年度より越高」とは一致すること。

附録第二十六号様式

供託有価証券年計表

何年度

何法務局（何地方法務局）長 何 某

区分 供託所	前年度より越高			受 高			払 高			現 在 高			利札払渡 認可件数	備 考
	件数	枚数	券面額	件数	枚数	券面額	件数	枚数	券面額	件数	枚数	券面額		
何法務局 (何地方法務局)			円			円			円			円		
同 何 支 局														
同 何 出 張 所														
合 計														

備考

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、左方約 3 cm の綴代を設けること。
- 2 本表は、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月末日まで）により作成し、毎年 4 月末日までに民事局長宛て送付すること。
- 3 本表は、月表の作成要領にならって作成すること。
- 4 供託所の統廃合があった場合には、次の点に留意すること。
被統合庁の被統合日までの件数、枚数、券面額は、被統合庁の受高、払高の各欄に記載する。なお、引継ぎをした供託有価証券は、払高欄に記載しない。
被統合日における現在高の件数、枚数、券面額は、被統合庁の現在高の各欄に括弧

を附して朱書し、備考欄に統廃合の年月日、統合庁名等を記載する。

統合庁が被統合庁から引継ぎを受けた件数、枚数、券面額は、統合庁の現在高の各欄に自庁分と合算の上黒書し、その下に引継ぎを受けた件数、枚数、券面額を括弧を附して朱書し、備考欄には被統合庁名を記載する。なお、被統合庁から引継ぎを受けた件数、枚数、券面額は受高欄に計上しない。

3 月末日をもって統廃合された場合も、翌年度に引き継ぐことなく、当該年度において処理する。

- 5 前年度の「現在高」と本年度の「前年度より越高」とは一致すること。

附録第二十六号の二様式

供託振替国債年計表

何年度

何法務局(何地方法務局)長 何 某

区分 供託所	前年度より越高		受 高		払 高		現 在 高		備 考
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
何 法 務 局 (何地方法務局)		円		円	()	() 円		円	
同 何 支 局					()	()			
同 何 出 張 所					()	()			
合 計									

- 備考 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、左方約3cmの綴代を設けること。
 2 払高欄中償還期日の到来による払渡しの場合は、該当件数及び金額を内数として表示すること。

番 号
年 月 日

日本銀行（何店） 御中

法務局

供託官 何 某 印

取 引 関 係 通 知 書

何何法務局供託官何某は、本日付をもつて、貴店との間に供託有価証券の寄託に関する取引を開始するので通知します。

（理 由）

（附 記）

- 備考 1 この通知書には印鑑票を添付すること。
2 供託官に異動があつた場合において作成するときは、前任者の資格及び氏名を附記すること。